

# 全佛通信

一月号  
発行所 財団法人 全日本仏教会  
東京都中央区築地三丁目(本願寺内)  
電話 03-313-5000  
振替東京 1000  
発行人 栗本俊道  
編集者 別所弘因  
印刷所 ルンビニ社

## 年頭に思う

会長 大谷 光照

新しい年を迎えるにあたって望ましいことは、仏教徒が互いに連携を密にし、目標を定めて、混乱の中に針路を見失っている現代に、おちつきと和らぎを取りもどし、信頼と協力の精神に裏付けられた社会の実現に寄与することである。



そのためには  
まず仏教徒自身が心構えを新たに  
にして、個人として、  
団体としても、  
その役割を十分に果たせるだけの実を備えることが大切である。

もちろん、そのような理想的な社会を築き上げることは容易ではないが、それに向って一人でも多くの人が、正しい努力を続けること自体に大きな意味がある。そうした理想に向っての実践なしに、空虚な発言や思いつきの行動だけでは、決して問題は解決されないであろう。

ならず、依然として緊張の度は高く、国際的危機は相変わらず深刻なものがある。  
こうしたことから、人類の明日に對する希望はおろか、悲観的な観測のみが耳目に触れる、いたずらに人間の無力感を深める結果に陥っている。このような不安の根柢をなすものは、人間の知識の独走による科学の発達で、若し人間が機械力を制御する良識を失ったならば、たちどころに人間自身を滅ぼし、人類を絶滅させるような惨禍を引き起こすことにもなりかねない。  
しばしば現代は、宗教に無縁であるようにいわれる。現在のようないかに底知れぬ危機に直面して、なかには自棄自棄になる人もあるかも知れないが、心ある人々は当然宗教への関心を深めてゆくはずで、既にそうしたことを統計的に示している資料も散見される。  
我が国は、特に仏教に因縁が深く、日本人で直接間接その影響を受けたがない人はないであろう。したがって、聖徳太子が心をこめて

## 欧米巡錫より歸りて

理事長 金剛秀一

私はこのたび、曹洞宗布哇教団の招請と仏教東漸七十年記念会の国際親善日本仏教使節団員の一人として、欧米を巡錫して、日本仏教に課せられた現在及び将来の使命を、国際的視野に立脚して把握する機会を得たことを衷心より悦ぶものである。

私共は布哇各島を巡錫し、引続き米大陸に於ける五大都市及び紐育に於ける仏教アカデミー会堂落成式並びに東漸七十年記念大法要を円成、次いで日本仏教使節団の名の下に、欧州における十余の都市を訪問し、英独仏伊奥五カ国の白人仏教会及び仏教友の会等を訪問し、その主宰者及び主要メンバーと交歓懇談会をもち、将来日本仏教を主軸とした日欧仏教文化交流の素地を作成すると共に、ローマ法王庁を正式に訪問し親しく法王と謁見し、仏基両教徒、否世界における宗教の相互理解とてい携により、真の意味における世界平和と人類の福祉に邁進することを約したことは、今次欧訪の一収穫であった。

今次欧米巡錫の所感として、これを要約すれば、欧州の各仏教会を通じて感じた仏教の信奉者は、大凡三十年乃至四十年の歴史をもち、科学等の進展にともない本々

# 謹賀新年 財団法人 全日本仏教会

会長 大谷 光照  
副会長 清水 谷光  
同 古川 恭航  
同 宮本 正一  
理事長 金剛 秀一

顧問 大谷 光陽  
石橋 湛山  
椎尾 弁匡  
高階 瓊仙  
長井 真琴  
松村 謙三

参与 赤松 常子  
太田 淳昭  
大谷 贊雄  
北島 教真  
小柳 牧衛  
田中 栄一  
中野 文門  
川野 三暎

常務理事 阿部 竜伝  
太田 淳昭  
清水 秀峰  
清水 祐之  
上野 頼榮  
野村 宗春  
清田 寂坦

理事 安藤 寿雄  
蒲池 繁  
芝原 郷音

岩野 真雄  
加賀美 日聡  
訓 顯  
長岡 愛邦  
平林 慶高  
山本 杉

岡野 正道  
高橋 隆天  
塚原 徳心

監事 佐藤 覚雄  
米山 久  
宮崎 文輝

評議員 村上 貫之  
旭 賢雄  
伊久間 隆本  
石川 隆惇  
大場 潤賢  
小野塚 潤澄  
岡本 孝信  
大井 暁右  
清谷 得竜  
木村 智広  
清原 良雄  
倉内 賢示  
倉内 賢示  
草津 宜活  
熊野 竜夫  
古野 亮越  
木下 亮孝  
松谷 寿頭  
小谷 徳水  
笹津 海学  
笹木 日晴  
阪口 光広  
桜井 栄章  
新谷 寛心  
渋谷 亮泰  
紫雲 即忍

安藤 瑩潤  
大谷 仁道  
大村 隆円  
草葉 隆円  
佐々木 泰翁  
友松 円諦  
前田 義雄  
渡辺 真海

岩野 真雄  
加賀美 日聡  
訓 顯  
長岡 愛邦  
平林 慶高  
山本 杉

岡野 正道  
高橋 隆天  
塚原 徳心

岩野 真雄  
加賀美 日聡  
訓 顯  
長岡 愛邦  
平林 慶高  
山本 杉

岡野 正道  
高橋 隆天  
塚原 徳心

旧地主の報償問題

三 宅 桂 仙

旧地主の惨状

急激なるインフレ高騰のため、紙屑同様の無価値な農地証券を手にした転落地主が、死線を喘ぎ右往左往した様は、今もなお目に見える様である。更に農地改革後、昭和二十九年までの間における旧地主の悲惨な状態(同盟本部調査)を調査表によって示してみよう。

- 1 農地改革に依り餓死したと認められるもの 一〇、四八七二人
2 農地改革の原因で変死又は病死したもの 二一、九二二人
3 農地改革が原因で発狂又は病氣中のもの 四四、三一九人
4 住宅及附属建物を処分したものの 五〇、三六二人
5 住宅並に宅地を売却処分したものの 九四、九一八八人
6 住宅及附属建物の破損に対し修理不能者 九三五、二五〇人
7 一家分散の上転出したもの 四五、〇三〇人
8 現在生活困窮者であって生活保護を受けられないもの 一二、三二四人
9 生活に困り縁組に支障を来しているもの 九四、八〇〇人

価格算定基礎資料

自作農創設特別措置法が施行された昭和二十一年に解放農地の額は田が七百余円、畑四百余円と決定された。その価額算出の基礎資料は、昭和十五年から十九年までの平均貸賃価額、昭和十九年三月の勸業銀行調査統計、昭和十

九年の農林省統計という陳腐なもの、さらに反当り収獲高を全国平均二石三斗七升二合と農林省の統計に示しておるにもかかわらず、四捨五入で三斗三升二合を切を捨て二石として、さらに麦、豆、野菜等の製作を全然見積っておらず、しかもその当時の米価は二百円であったにもかかわらず、それを百五十円として、農地の評価資料にしている。これ等を正確な時価計算で評価をすると、反当りの評価額は千円を突破していた筈である。昭和十八、九年頃の資料で評価決定した価額の農地証券が、昭和二十一年地主に渡され、現金化されたのは昭和二十六年であるから、その六、七年間に於けるインフレの亢進によって物価は甚だしく激騰して八十倍になっている。従って政府の買取価額の反当り七百元はその八十倍五万六千円となり、これを時価に見積り反当り千円と見るならば、その八十倍、八万円となる訳である。さらに利息等を精密に計算すれば反当り十万円以上となるので、地主が反当り十万円を要求することも決して根拠なきにあらざる、売買相場はその時の時価をもって評価することが、昔から一貫した通説であり、慣習であり、正当である。いわゆる「この当時の経済状態において成立することを考えられる価値に基き、合理的に算出された相当額」とは云えないこと明らかである。

※米の基督教等に満足し得ない階層を、中心として、一部は興味本意に他は学究的に又は信仰的に、それぞれその意図の下に在俗者を中心として、グループを形成し、仏教に関する書籍を通じてその探究を始め、常時仏像等を安置し、礼拝に転じたもの如く、仏陀の精神を何等かの形で感得せんと努力し、そこに古来の冥想、坐禅的進み採れるもの如く、従って仏教の正しい書籍とその指導者を待望しつつある現状である。アジア仏教圏、特に日本仏教の支援を待望しつつある現状である。これに対し、米国は七十年乃至八十年の歴史を持っており、仏教各宗派が、日系人移住と共に、家の宗教として正規の開教が進められ、当初の日系人中心より、漸次日系人、三世と白人への教化を併用されつつあり、今後は米語による教化を採ることと想料されるが、この時には、宗派仏教よりも、全仏教の形態で進めることが将来性を有するよう思料される。

二〇億融資法案衆議院通過

衆議院本会議に於ける大蔵委員長の報告要旨。国民金融公庫法の一部を改正する法律案については、国民金融公庫は、昭和三十七年度に於て総額千四百四十八億円の貸付を計画しており、特に普通貸付及び恩給担保貸付を増額、さらに引揚者国債担保貸付、更生資金貸付などを予定するほか、その他貸付として農地被買収者で一般金融の融通を銀行その他が一般資金機関から受けることを困難としている者に対して、20億円の貸付を行うこととしている。この法律案は、公庫の経営基盤の一その強化に資するため、一般会計から二十億円を出資して、公庫の資本金二百億円を二百二十億円としようとするものである。

宗教法人対外委員

- 来馬 道漸 今井 祐申
小野塚潤澄 阿部 諒童
葦名 俊清 井上 恵行
木村 智広 北之内真竜
小松 淨祐 清野 学道
鈴木 敏範 竹中 素仁
長野 隆法 中村 真道
能登 有兆 三浦 誠之
横山 英鳳

組織教化委員

- 川田 聖見
内山 憲尚

社会問題委員

- 丸井 玄信 船口 暉子
摩尼 清之 森 芳俊
猪俣 照海 石橋 益恵
伊藤 興一 今井 亮夫
伊藤 完夫 萩野 正順
雲藤 義道 萩野 正順
加来 琢磨 笠原 秀定
北村 大栄 北川 教全
熊野 竜夫 小池 覚淳
小島 賢道 五島 宗宣
榎本 春枝 小宮 勝憲
阪本 良純 阪東 環城
白川 亮達 榎谷 健
塩入 亮達 清水 脩
高輪 淳資 田中富士子
知切 光歳 遠山 隆一
仲田 順和 長田 恒雄
西沢 はる 新美 孝道
羽場 慈温 長谷川良信
広田より子 古屋 道雄
本田鉄摩呂 星野 純義
峯岸 応哉 吉水 智承
吉川 真洞

墓地問題等国会対策委員

- 阿部 竜伝 稻沢 浄光
小野塚潤澄 小沢 照禧
北之内真竜 熊野 龍夫
小松 淨祐 佐野 前光

# EEC 理念と仏教

松本徳明

EECと云う言葉がテレビ、ラジオ、新聞等に出ない日は近頃殆んどない云ってよい。EECがここ迄世界的に反響を呼ぶようになって来たのはなぜであろうか。EECに似た組織としては、既に一九四九年に出発した共産圏のCOMECON東欧経済相互援助会議があり、一九六〇年に結成されたEFTAヨーロッパ自由貿易連合、その翌年一九六一年に組織せられたLAFTAラテンアメリカ自由貿易連合等があるが、これ等はEEC程に問題視されていない。

それにはそれ相当の理由があるからだ。先ず第一に、EEC加盟のドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク六ヶ国は何れもヨーロッパの中心勢力をなす一流国家であり、此れ等が経済的には全く一ヶ国と同じように結合し、進んで政治的にも統合しようとするのであるから只事ではないのである。特に長きに亘って大猿の間柄にあった仏仏両民族が、偏狭なナシヨナリズムと近代的国民国家の執着を清算して堅く結びついたのだから、世人は驚かざるを得ない。

第二には、EECが現在までにおさめた発展の成果が当初の予想を遙かに越えているからだ。EECに対抗する為めEFTAを創設したイギリス自らが、昨年既にEEC加盟に踏み切り、近來その交

渉と英連邦説得とに苦心惨憺している。アメリカは通商拡大法に依りEEC接近を渋意した。そのほか、ヨーロッパ自由圏の多くの国々もEECに加盟或は準加盟を申込んでいる。ソ連は核戦争を避けて、経済戦で自由圏を凌駕せんとし、いわゆる共存政策をにかけてフルシチョフ路線を進んで来たが、EECの異常な発展を眼の前に見つけられては、自由陣営との経済戦に勝つ望みを放棄せざるを得まい。

経済戦に勝算無しと云うことになれば、フルシチョフは大誤算をおかしたことになる。彼にとつては死を意味する敗化である。ソ連圏の動きは、今後この観点から注意深く検討せらる可きである。第三には、EECは単に経済、政治の領域での動きではないのであって、その根底には全く新しい人世観世界観がある。だから、従来よく云われるブロック経済とは異つた性格を持つてゐるのだ。ここに世界の注目を集める所以がある。

EECを作りあげたものは、もちろん経済的、ついで政治的な要請だが、もっと基本的なのは思想的要因である。第一次、第二次世界大戦を経験したヨーロッパ人はかつてロシアのダニレフスキー、ドイツのシュベングラ、イギリスのトインビー等が警告した「ヨ

ロッパの没落」という恐ろしい予感と、まったく新しいヨーロッパを創建しようとする強い願望、こういふ一見矛盾する二つの考えにゆきさられた。そして近世ヨーロッパの生んだ偏狭なナシヨナリズムとわがままな国家中心の考えを清算しなければ共倒れになる。ヨーロッパ各国は運命共同体のメンバーであり、お互いに運命をともしにするパートナーであるという事実が目ざめた。そして、これに共感する六ヶ国が集まって、まず経済共同体を作り、進んで政治統合にまで発展させる。そうすれば、平和繁栄をとりもどすことが出来る、と堅い信念で結合したのがEECである。

偏狭なナシヨナリズムと近代国民国家を止揚し、カトリチスムの中世に還れ、と警告した学者思想家はいた。イギリスのクリストファー・ドブソン、スペインのオルテガ・イ・ガゼットの如きがそれである。が、しかし、現代人は中世には還れぬ。歴史の逆行は不可能だ。ただ前進あるのみ、EECはまったく新しい世界に向つて前進しているのだ。

その世界新秩序の理念は、運命共同体理念であり、これがドイツを中心として、西ヨーロッパ一般大衆の自覚にまで普遍化した。これはルネッサンス文芸復興以後未曾有の大変革である。戦後の廢墟に立ち、過去の経験を活かし、自由意志により、真剣に復興に向つた民衆の中に自然必然の勢いをもつて生れたのが、この運命共同体の考えだ。この考えがドイツの労働関係を一変させた。この情勢はマルクス、エンゲルスが夢想だも

事務総局長 伊藤 亮	事務総局長 山本 素仁	事務総局長 山本 芳春	事務総局長 山本 浩文	事務総局長 村野 宣忠	事務総局長 藤井 真水	事務総局長 赤松 常子	事務総局長 菅原 恵慶	事務総局長 大谷 暢順	事務総局長 小谷 淡雲	事務総局長 五島 行宣	事務総局長 永田 正義	事務総局長 広瀬寿美子	事務総局長 松本 徳明				
事務総局長 白 山 亮	事務総局長 栗 本 隆	事務総局長 狩 野 俊	事務総局長 石 川 存	事務総局長 吉 野 弘	事務総局長 柳 所 静	事務総局長 門 井 因	事務総局長 相 馬 大	事務総局長 鎌 田 昭	事務総局長 福 井 清	事務総局長 森 谷 智	事務総局長 青 柳 嘉	事務総局長 渡 辺 俊	事務総局長 水 谷 英	事務総局長 佐 藤 孝	事務総局長 奥 博 良	事務総局長 伊 藤 道	事務総局長 白 山 亮

浄土真宗本願寺派 総 長 太田 淳昭	総 務 神田 寛雄	総 務 安部 大悟	総 務 村上 貫之	総 務 芝原 郷音	総 務 水谷 英俊	真宗 大谷派宗務所 宗務総長 訓 覇 信雄	参 務 五 辻 実誠	同 清 谷 得竜	同 宮 地 義亮	同 嶺 藤 亮	曹洞宗宗務庁 管 長 高 階 瓏仙	宗務総長 金 剛 秀一	同 福 山 忍裳	同 乙 川 璞映	同 財 務 部 長 大 場 隆賢	同 教 化 部 長 二 宮 清海	同 庶 務 部 長 宮 前 鳳洲	同 教 育 部 長 宮 崎 文輝	同 秘 書 課 長 若 槻 修道
--------------------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	-----------------------------	---------------	-------------	-------------	------------	-------------------------	----------------	-------------	-------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------

運命共同体理念と仏教

し得なかつた大変革である。共同決定法、企業組織法等のドイツ労働関係法はこの現実即して作られたのだ。この考えを国際規模に拡大したのがE.E.Cである。

徹底した運命共同体の理念は仏教の理念を通じる。仏教縁起の理念は、絶対個性を認めない。個々の現象は全体と不可分の関係にある。だから我執を極度に嫌う。すべての現象は時間的に観ても、空間的に観ても、天地宇宙一切の関係の中に生み出されたものであつて、その関係の中の一つでも違えば、あるいは欠ければ、この現われは違い、あるいは無くなるであらう。すべては相依相関の境界である。

この考えから労使関係を観れば、労使は相依り、相関係して、企業体を構成しているのであつて、孤立絶縁した労も使もない。労といふ使といふ。いずれも有機的関係の中の現われであつて、栄枯盛衰をともにするパートナーである。我執を離れて相協力し、世の中、人のため、福祉増進のために働く、そこに企業体の存在意義がある。企業目的は労使の利益のみでなく、広く社会一般の福祉増進に貢献するにあるのだ。天地宇宙一切から生み出された自分で、一切から与えられた能力を、与えられた場所、与えられた時間内に百分發揮して、公共の福祉に貢献する。そこに自分の生存意義があり価値がある。この人生観に立つて労使が結ばれることを仏教は要求する。

したがって人間の価値は、与えられた能力を十分發揮しているか否かによつて決定し、地位の高下、職業の如何によつてきまるものではない。有機体の部分部分はその任務、特質により形を異にするように、人間の能力、特質により労、使と分れても、人間価格としては差別はない。徹底した人権尊重、社会連帯の考えである。

また、この考えを国際社会に適応させれば、仏教の国際秩序理念がわかるわけである。すなわち仏教理念からいふと、各民族、各国家は大自然や歴史伝統から与えられた特徴を百分發揮して、人類全体の平和と福祉増進に貢献する。そこに各民族、各国家の存在意義があり、また存在する権利がある。

各民族、各国家がそのように活動出来るよう秩序づけることが、仏教の国際秩序理念である。差別特徴を認め、相互に尊重しあつて、調和のとれた世界をつくる。すなわち差別即平等の世界秩序理念が仏教の考えである。帝国主義的世界制覇は、左右いずれのイデオロギーによるもの、ともに仏教の排撃するところである。

E.E.Cの構想は、加盟各国を強制するのでなく、各国の特徴を認めて犯さず、むしろ各国分業態勢を押し進め、漸を追うて利害を調整し、協力して共同政策を樹立し、域内繁栄をもたらし、やがて政治統合にまで発展させようとしている。また、かくすることにより、世界貿易の調和のとれた発展、国際貿易上の制限の漸進的撤廃および関税障壁の引き下げに寄与せんと誓っている。この考えこ

華嚴宗大本山

東大寺

日蓮宗宗務院

- 管 長 山田 日真
宗務総長 加賀美日聡
総務部長 笹津 海学
庶務部長 佐野 前光
教務部長 中条 是竜
財務部長 冠 鍊宗
新聞部長 美馬 鳳準

法華宗本門流宗務院

- 管 長 松井 日宏
宗務総長 福島 泰信
兼 庶務部長
庶務部長 三浦 智憲
教務部長 寺内 泰徹
財務部長 古林 高喜
社会部長

京都市右京区花園妙心寺町 臨濟宗

妙心寺派宗務本所

真宗木辺派宗務所

- 宗務長 仲井義照
庶務部長 高田善正

孝道教団本部

孝道山 本仏殿

- 統 理 岡野 正道
副統理 岡野 貴美子
横浜市神奈川区孝道山

時宗総本山

時宗宗務所

真言宗

豊山派宗務所

- 管 長 鶴 昌清
宗務総長 平林 宥高
庶務部長 小野塚潤澄
教務部長 川田 聖見
財務部長 久保埜太清

顕本法華宗宗務院

- 管 長 秋葉 日敬
宗務総長 近津 聖学
宗務次長 朝倉 俊夫
教務部長 三田村光道
財務部長 渡辺 大航
経 企 部 長 伊藤 無量
社会部長 栗原 顕孝
庶務部長 吉永 正晴

そ仏教的であるというゆえんである。

もちろん、ヨーロッパ人は仏教を知らぬ。したがって、その理念が仏教的であるとは思っていない。ふりかえってみるに、日本の仏教者も、E.E.C.理念が仏教的であると気が付かないようだ。まして日本人一般もこれを理解しない。労使はともに旧態依然として、古い経済理念で闘争している。

仏教の名を冠せずして、仏教がヨーロッパのどまんなかに勃興しつつある。まことに愉快であり感概無量である。

財団法人アジア救済協会発会

評議員に石川局長委嘱される

インドをはじめアジア各地からライ病を追放しようとする運動は、アジア教ライ協会(東京豊島区高田南町一(一九五)が中心となつてすすめられていたが、このほど同協会が厚生省より正式に財団法人の認可を得、十二月七日午後二時から、東京麻布の国際文化会館に於て、内外知名人が多数集つて盛大な発会式が行なわれた。

なお財団法人アジア救済協会の評議員に、全仏石川国際局長が委嘱され十二月五日付けで承諾書を送った。

高知県仏教会が発足

近く講演会、仏教徒大会開く

高知県仏教会準備委員会では、このほど関係者の熱心な努力が実を結び、県仏教会を発足させることになり、十二月六日午後一時から高知市中島町高野寺に各宗派代

表が集り初の代議員会を開催し、会則その他の審議を行った。加盟寺院数は約二百、事務所は高知市金子橋称名寺内で、正式な会の名称は高知県仏教会となるようである。

なお同県仏初の事業として、一月中旬に高知県で仏教徒大会及び仏教講習会が計画されており、演題の主旨も「正しい信仰」に主眼がおかれることになっている。全仏では早速局議に諮り、適当な講師を派遣することになったが十二月六日の代議員会に対して、取急ぎ県仏発会を祝し激励の電報を打った。

第九回京都仏教徒会議開催

京都仏教徒会議(大西良慶理事長)では、十二月九日午前九時より午後四時に亘つて、京都市中京区河原町の本能寺会館において第九回仏教徒会議を開催した。これは現代人の求めている「幸福」を仏教の立場から追求し、カウンセリングの形式を通して、新しい教化活動の具体的方向を見出すことに主眼がおかれ、また新興宗教の活動(特に幸福製造機問題)と分析をも行った。

なお講演は京大の佐藤幸治教授や平安高校の西光義敏教授が行い多くの来会者に大きな感銘を与えた。全仏からも祝電が送られた。

全仏常務理事会開かる

全仏昭和三十七年最終の常務理事会は、十二月二十二日午前十一時から東京築地の全仏事務総局において開催され、年度中の懸案となつて重要な諸問題について協議した。なお終つて別席において忘年会が開かれ、年度中の労苦をねぎらい新年度に向つて一層の奮起を誓い合った。

京都府仏教会

会長 三崎 良泉

京都府仏教会

理事長 奥 博良

東京仏教団

理事長 長岡 慶信

常務理事 阿部 竜伝

同 麻布 照海

同 栗本 俊道

同 来馬 道断

同 小松 浄祐

同 坂東 環城

同 松田 明道

神奈川県仏教会々々長

大本山川崎大師平間寺

貫主 高橋 隆天

全日本仏教青年会

理事長 仲田 順和

副理事長 久保田精順

同 石上 慈敬

同 三浦 道明

事務局長 山田 一真

東京都千代田区神田金沢町二〇

財団法人

日本仏教鑽仰会

理事長 中山 理々

千代田区神田鎌倉町七番地

電話 〇八二四八番

東京都台東区北清島町一五〇

ヤングイースト社

電話 〇三三八四九、九四六九

振替口座東京一四〇八八四番

専務理事 村野 宣忠

宗教法人 神田寺

真理運動本部

主 管 友松 円諦

副 主 管 友松あきみち

東京都千代田区神田金沢町二〇

神田寺仏教文化センター

富山県高岡市太田

臨済宗国泰寺派

管 長 寺本 宗演

宗務総長 蔵 万嶽

総務部長 桃井 香岳

教学部長 山崎 淳堂

財務部長 北村 禅亮

庶務部長 水口 香琳

真言宗智山派宗務庁

管 長 松平 実亮

宗務総長 上野 頼栄

庶務部長 藤井 竜心

教学部長 横山 栄三

財務部長 小沢 照禧

東京出張所長

# 中華民國の現状を見る

## 日本人慰靈塔落慶供養に参列して

島 口 雅 光

このたびは中華民國(台湾)に新しく建立された日本人慰靈塔供養のため、私は日蓮宗山田日真管長親下の特使として、昨年九月十六日単身神戸を出航し、一路台湾へ向った。波静かな洋上五日間の生活は快適で、これと云って用事のない毎日を、私は思う存分、台湾に関する読書のために費した。

二十二日基隆港に入ると同時に検疫官が乗船し、つづいて税関吏が乗りこんで来た。台湾の税関は厳しいことにおいて世界的に有名で、戦時特別税の名のもとに、高率な税金がかけられるが、私は幸い課税の対象になる品物が少なかつたため殆んどのもが無事にパスした。ただ惜しい事に持参の書籍は、仏教関係のものを除いて全部持ち去られ、帰国の数日前まで陽の目を見る事が出来なかつた。ことに雑誌の中でも「文芸春秋」や「日本」等は国防政策上から検閲をうける迄もなく、全て没取される事に決っていた。

九月下旬の台湾は日本の真夏の暑さで熱帯の強烈な太陽が照りかがやいていた。それが十月に入ると最もしのぎ良い南国の秋が訪れ一年中の最大の祝典である十日の双十節をはじめ、二十五日の国民政府樹立を記念する光復節にひきつづいて、三十一日の蒋介石總統の誕生日を慶祝する賑やかな行事が街中をわきたたせた。

中国人の生活の特色は、まづ豊

かな食生活にあると云えよう。祝祭日はもとより、ことある度に多くの客を招いて、豪華な宴席をはるの日常茶飯の習慣で、驚ろくばかりの健啖ぶりを発揮する。中国料理と云っても、広東、四川、上海、北京と云った各種の特色をもつものがあり、その外に独得の台湾料理があつて誠に多彩である。

台湾料理の中には日本風をとり入れた家庭料理のいくつかがあり何処へ行つても台湾人の経営による日本料理店の無い町はない。刺身、天ぷら、寿司、おでんからスキヤキやうどんに到るまで大衆化されて日本の雰囲気親しむ客で賑わっている。

台湾は日本ブームと云うよりもすでにそれが永年に亘つて一般化された状態で、日本統治五十年に及ぶ生活習慣が今なお根深く残存している。街には畳屋が結構繁昌しているし、瓦屋もあれば日本様式をこなす大工も揃っている。日本を教育をうけた住職による新建築の寺院等には一様に日本色がとり入れられている。

台北に近い有名な北投温泉には日本式の旅館が多く、床の間つきの畳の部屋で、日本料理を食べながら日本の流行歌を聴いているところが異郷とは思えられぬ親しみと同時に、日本のひなびた温泉地に居るような錯覚さえ覚えて来るのである。海外旅行の帰途、此処

を訪れる日本人は一歩足を入れるとすでに故郷へ帰つたような安心感を得てハネをのばすようである。

日本映画は外国のものを遙かにしのいで全盛を極め、今は「愛染かつら」「香港の夜」や「川は流れる」が各地で好評を博し、その主題歌が街頭の人気をよんでいる。日本調の流行歌が民衆の気持にピツタリするためか、ただ重なる政府の勧告にもかかわらず、日本で発売された新譜が数日の中に複製されて街に流れ出る。レコード会社はいわゆる地下工場を含めて三十社以上もあるが、歌手のスカウトからスタジオの設備や、バンドマンさえも一切必要としないところから、日本でのヒット競争も従つて激烈である。そのために売値は益々引下げられて経営難から倒産に陥る会社も少なくない。

海外旅行者が最も苦勞するのは第一に言葉の問題であるが、台湾では殆んどそのための不自由を感じる事はない。三十才以上の台湾人ならば大抵日本語が通じるし、日本に対する理解と云うよりも、郷愁とあこがれさえ持つ者が少なくないで、ここは日本人にとって最も過しやうい身近かな外国と云つて良い。

私は今回、全島三ヶ所に散在する日本人遺骨安置所に納められた一万三千柱の冥福を祈る供養のためと、仏教による親善の旅をつづけながら、同時にまた旧日本寺院の跡を調査して歩いたが、どこへ行っても溢れるばかりの歓迎をうけて、さながら十年の知己を迎える温情の深さに感激した。私が泊

つた寺々では夜遅く迄つきつぎと「日本人」に会うための客が集つては歓談の日が続いた。どんな道へ行く時でも親切な案内人が必ず付添つてくれたし、或時は戦後の改革によつて町名が変り、寺の面影もなくなつたその跡を探すために十名近い人達が、二台のタクシーに分乗しながら、半日余りも費して目的を達してくれたことなど忘れ難い思い出となつた。

私の知る範囲の台湾人は大抵、生涯の念願として日本に旅行することを望まぬ者はなかつた。知識人の多くは日本に留学した経験をもち、日本の過去における政治的禍根と共に、日本人の欠点、を知りながらしかも日本に対する好意的感情を今なお持ちつづける人が多い。

戦後における急激な発展に伴つて、世界的地位に立つ日本の実力を認めぬ者はないが、だからと云つて日本が再び政治的に干渉する事を願つているなどと思つては早計にすぎない。東南アジアにおける日本の立場は極めて優位ではあるが、これからの責任は決して軽くはない。特に中華民國と日本の関係は誠に微妙であり、余りにも深い宿縁に結ばれていると云つても過言ではないであらう。

現在二つの中国との交流を中心として、日本の立場は更に多くの問題を内包しているが、最近中華人民共和國への関心が深くなる反面、台湾に対する一般の認識が乏しい現状を見逃す事は出来ない。今後の対日政策がどのようなものであつても、日本は中華民國同胞に対する民族的発展のためと理解と協力を惜しんではならない。

全島一、一〇〇万を越える人口を抱えて戦時体制下にある台湾の生活は決して安易ではない筈であるが、繁華街に溢れる閑かな民衆の姿と、豊富な物質と、そして応揚な中国的気風をみていると、戒厳令下にある生活の窮乏など、とうてい考える事が出来ない一面がある。

台湾の産業は刻々発展の度を加えて大工場が次々に建設され、日本との提携による合弁会社の新設も着々と進められている。日本に対する期待は少くないが、同時に過去における侵略的發展を怖れる気持は意外に根強いものがある。日本の経済的文化的進出が、東南アジア諸国の脅威と不安に通ずる道にならぬよう、相互の平和的發展のための交流こそ、今後の日本の使命であり、責任であることは云うまでもない。

私は、戦前戦後にかけて物故された幾多の日本人の雄々しい活躍のあとを偲びながら、その尊い靈魂の永遠に安らかならん事を祈り蓬萊島の名にふさわしい台湾の発展と共に、平和な世界が一日も早く到来する事を熱望しつつ、一ヶ月有半に及ぶ懐しい行脚の旅を終つたのである。(著者は金沢市鶴間町日蓮宗経王寺住職であり、一方梵人会々員である)。

### 第七回 講習会云紀要

増永靈鳳、篠田竜雄、蓬茨祖運、那須政隆、石川泰道の諸講師熱弁の記録!!

布教家必読の書で好評!!  
定価一部百三十円送料共  
お申込は全仏へ

激戦の地に香のかおり

戦後最大の慰霊祭

全仏代表 沖繩より帰る

既報のとおり、沖繩における戦没者慰霊祭へ派遣された、全仏代表の大谷暢順、清谷得竜、柳子聖の三師は昨年十一月二十三日早朝羽田空港より、一路沖繩へ向い、同月二十五、二十六日の慰霊祭へ参列しその後沖繩仏教会諸師と懇談し、各地の社会福祉施設を訪れ友好を深め、三十日午後三時二十五分那覇空港発の日航機で無事帰国された。

代表の全仏国際部長柳子聖師の報告によると、一行は二十三日午後零時十分那覇空港へ無事着陸した。空港には琉球政府厚生局長、各宗寺院住職、遺族会代表など約百名が出迎えた。直ちにロビーにおいて報道関係者とのインタビューにのぞみ、宿舎である日光別館へ到着し少憩。午後二時から琉球新報、沖繩タイムス社、遺族連合会、南方連絡事務所藤田公使等を訪れ挨拶した。二十四日は太田行政主席、長嶺立法院議長、それに民政府、首席民政官と会見し、特に創価学会の話になり、その現状について遺憾の意が表明された。帰途、真教寺を訪門し種々懇談した。翌二十五日は午前中に平和の塔、浦和の塔を訪れ参拝読経をなした。午後一時半琉球大学体育館に到着。日本政府、戦後最大の大慰霊祭に参列した。式場内には日本と現地の遺族約四千名が参

列、国歌斉唱について総理大臣代理、衆参両院副議長、琉球政府太田行政主席、米国首席民政官等の弔辞があり、その外全仏代表大谷暢順師の敬白文及び読経が行われ、献花焼香を全員が行い両陛下の生花をはじめ各方面から供えられた花輪は万堂をうづめ、日本から遙々参列した九十七名の遺族達も現地の遺族と共に読経の声に涙を流して合掌しつづけ、約二時間に亘って敬肅裡にとり行われた。翌二十六日は日本遺族代表団百名と共に、バスで北部戦跡を巡拝し、ひめゆりの塔、健児の塔など各塔前で読経回向した。午後四時より牛島軍司令官以下将兵をまつる「れいめいの塔」の除幕式に参列し、ついで全仏主催、沖繩仏教会、東本願寺協賛により盛大な慰霊祭を行った。日本、琉球両政府代表、南方同胞援護会、日本遺族会代表ら約二百名が参列し、大谷暢順師導師のもとに現地寺院住職等二十名による読経は、参列遺族の涙をさそった。翌二十七日は軍司令部にキャラウェイ高等弁務官を訪問し、約四十分会談し、全仏大谷会長のメッセージ、東本願寺法主のメッセージを手交し、日本仏教徒の平和への悲願を訴えた。午後二時には沖繩刑務所で四百十二名の受刑者を前に、大谷、清谷両師の特別講演があり、一同に大いなる感銘を与えた。

聖観音宗

金竜山 浅草寺

貫主 清水谷 恭順  
執事長 木下 亮孝  
東京都台東区浅草公園

臨濟宗大本山

方 広 寺

全仏参与

参議院議員

農林政務次官

大 谷 賛 雄

参議院 会館内線 二二八  
電話 〇〇 霞ヶ関 三一 一一番

名古屋市昭和区北山町三ノ九  
電話千種 (73) 二三五〇番

全仏参与

衆議院議員

安 藤 覚

神奈川県厚木市下依知四六八  
電話 (依知) 一 一五 番  
霞ヶ関 〇〇 四 一四 四番

全仏参与

参議院議員

中 野 文 門

神戸市兵庫区菊水町八ノ九  
電話神戸 (5) 二八七八番  
霞ヶ関 〇〇 五 二七 七番

全仏参与

衆議院議員

田 中 栄 一

港区芝三田小山町一ノ六  
電話 〇〇 三 田 一八四五番  
電話 〇〇 〇 二四二番  
霞ヶ関 〇〇 四 四二七番

全仏参与

参議院議員

北 畠 教 真

千代田区永田町 一ノ一  
電話霞ヶ関 〇〇 三 一一番

全仏参与

参議院議員

草 葉 隆 圓

千代田区永田町 一ノ一  
電話霞ヶ関 〇〇 三 一一番

全仏参与

参議院議員

小 柳 牧 衛

千代田区永田町 一ノ一  
電話霞ヶ関 〇〇 三 一一番

全仏参与

参議院議員

川 野 三 暁

千代田区永田町 一ノ一  
電話霞ヶ関 〇〇 三 一一番

全仏参与

衆議院議員

前 田 義 雄

千代田区永田町二ノ十二  
衆議院第一議員会館  
電話霞ヶ関 〇〇 五 一一番  
(内三二一八番)

参議院議員

全日本仏教婦人会

赤 松 常 子

成田山新勝寺

貫主 荒木 昭定

香川県仏教会長  
白鳥保育園長

楠 善 孝

香川県大川郡白鳥町  
教 蓮 寺  
電話 (白鳥) 三 一 番

# 行政不服審査法の施行に伴う

## 宗教法人法の一部が改正される

宗教法人法

昭和二十六年四月三日

改正昭和二十七年七月三十一日

法律第二百七十一号

昭和三十七年五月十六日

法律第四百十号

昭和三十七年九月十五日

法律第六十一号

三七調審第三二号を以って、文部省調査局宗務課長近藤春文殿から行政不服審査法の施行に伴う資料の送付を受けたので、茲に移牒致します。

昭和三十七年十月一日行政不服審査法及び行政事件訴訟法の施行に伴い宗教法人法の一部が左記の通り改正になりました。

### ○宗教法人法改正

1 第二十六条及び第二十七条 削除

2 第二十九条 削除

3 第四十条 削除

4 第四十七条 削除

5 第七十六条中

「文部大臣官房」とあるのは「文部省調査局」に改める。

注一この条は、昭和二十七年七月三十一日改正

6 第七十九条中

第五、六項 削除

7 第八十条第四項中

「第四項から第六項」までとあるのは「第四項」とし、から第六項までを削除

8 第八十条の二を新たに加える

(不服申立の手続における諮問

等)  
第八十条の二 第十四条第一項、第二十八條第一項、第三十九條第一項若しくは第四十六條第一項の規定による認証に関する決定、第七十九條第一項の規定による事業の停止の命令又は前条第一項の規定による認証の取消しについての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、当該審査請求又は異議申立てを却下する場合を除き、あらかじめ宗教法人審議会に諮問した後に行なわれなければならない。

2 前項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、当該審査請求又は異議申立てがあった日から四月以内に行なわれなければならない。

9 第八十七条 全文改正

(不服申立てと訴訟との関係)

第八十七条 第八十条の二第二項に規定する処分取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

### 行政不服審査法

行政不服審査法(昭和三十三年九月十五日・法律第六十号)

第一章 総則(第一条―第八条)

第一節 手続(第九条―第十三条)

第二節 処分についての審査請求(第十四条―第四十条)

第三節 処分についての異議申立て(第四十一条―第四十八条)

第四節 不作為についての不服申立て(第四十九条―第五十二条)

第五節 再審査請求(第五十三条―第五十六条)

第三章 補則(第五十七条・第五十八條)

附則 第一章 総則

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみを聞くことにより、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

2 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

(定義)

第二条 この法律にいう「処分」には、各本条に特別の定めがある場合を除くほか、公権力の行使に当たる事実上の行為で、人の取寄、物の留置その他その内容が継続的性質を有するもの(以下「事実行為」という)が含まれるものとする。

2 この法律において「不作為」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことを行う。

(不服申立ての種類)

第三条 この法律による不服申立ては、行政庁の処分又は不作為について行なうものにあつては審査請求又は異議申立てとし、審査請求の裁決を経た後さらに行なうものにあつては再審査請求とする。

2 審査請求は、処分をした行政庁(以下「処分庁」という)又は不作為に係る行政庁(以下「不作為庁」という)以外の行政庁に対してするものとし、異議申立ては、処分庁又は不作為に対してするものとする。

(処分についての不服申立てに関する一般概括主義)

第四条 行政庁の処分(法律に基づく処分を除く)に不服がある者は、次条及び第六条の定めるところにより、審査請求又は異議申立てをすることができ、ただし、次の各号に掲げる処分及び他の法律に審査請求又は異議申立てをすることができない旨の定めがある処分については、この限りでない。

一 国会の両院若しくは一院又は議会の議決によつて行なわれる処分

二 裁判所若しくは裁判官の裁判により又は裁判の執行として行なわれる処分

三 国会の両院若しくは一院若しくは議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得たうえで行なわれるべきものとさ

世界仏教協会会長  
「世界仏教」「女性仏教」  
「真宗の世界」主幹

野 依 秀 市

東京都港区芝公園五の十

茨城県雨引観音

雨引山 楽 法 寺

山 主 川 田 聖 見

東京都台東区浅草松清町

浅草本願寺

輪 番 末 広 愛 邦

京 仏 具



小 堀 佛 具 店

東京店 台東区浅草松清町70  
(浅草本願寺前)  
TEL 871-3715, 6656  
本社 京都市東本願寺前

れている処分  
四 検査官会議で決すべきものと  
されている処分

五 当事者間の法律関係を確  
し、又は形成する処分、法令  
の規定により当該処分に関する  
訴えにおいてその法律関係の当  
事者の一方を被告とすべきもの  
と定められているもの

六 刑事事件に関する法令に基  
き、検察官、検察事務官又は司  
法警察職員が行なう処分

七 国税又は地方税の犯則事件に  
関する法令(他の法令において  
準用する場合を含む)に基  
き、国税庁長官、国税局長、税  
務署長、収税官吏、税関長、税  
関職員又は徴税吏員(他の法令  
の規定に基づき、これらの職員  
の職務を行なう者を含む)が行  
なう処分

八 学校、講習所、訓練所又は研  
修所において、教育、講習、訓  
練又は研修の目的を達成するた  
めに、学生、生徒、児童若しく  
は幼児若しくはこれらの保護  
者、講習生、訓練生又は研修生  
に対して行なわれる処分

九 刑務所、少年刑務所、少年  
院、少年鑑別所又は婦人補導院  
において収容の目的を達成する  
ために、被収容者に対して行な  
われる処分

十 外国人の出入国又は帰化に関  
する処分  
十一 もっぱら人の学識技能に関  
する試験又は検定の結果につい  
ての処分

十二 前項ただし書の規定は、同項  
ただし書の規定により審査請求  
又は異議申立てをすることがで  
きない処分につき、別に法令で

当該処分の性質に応じた不服申  
立ての制度を設けることを妨げ  
ない。

第五条 行政庁の処分についての  
審査請求は、次の場合にするこ  
とができる。

一 処分庁に上級行政庁がある  
とき。ただし、処分庁が主任  
の大臣又は外局若しくはこれ  
に置かれる庁の長であるとき  
を除く。

二 前号に該当しない場合であ  
つて、法律(条例にもとづく  
処分については条例を含む)  
に審査請求をすることができ  
る旨の定めがあるとき。  
前項の審査請求は、同項第一  
号の場合にあつては、法律(条  
例)に基づく処分については、条  
例を含む)に特別の定めがある  
場合を除くほか、処分庁の直近  
上級行政庁に同項第二号の場合  
にあつては、当該法律又は条例  
に定める行政庁に対してするも  
のとする。(処分についての異  
議申立て)

第六条 行政庁の処分についての  
異議申立ては、次の場合にする  
ことができる。ただし、第一号  
又は第二号の場合において、当  
該処分について審査請求をする  
ことができる時は、法律に特  
別の定めがある場合を除くほ  
か、することができない。

一 処分庁に上級行政庁がない  
とき。

二 処分庁が主任の大臣又は外  
局若しくはこれに置かれる庁  
の長であるとき。

三 前二号に該当しない場合で  
あつて、法律に異議申立てを  
することができる旨の定めが

あるとき。  
第七條 行政庁の不服申立てに  
は、当該不服に係る処分その  
他の行為を申請した者は、異議  
申立て又は当該不服を庁の直近  
上級行政庁に対する審査請求の  
いずれかをする事ができる。

ただし、不作為庁が主任の大臣  
又は外局若しくはこれに置かれ  
る庁の長であるときは、異議申  
立てのみをすることができ  
る。(再審査請求)

第八條 次の場合には、処分につ  
いての審査請求の裁決に不服が  
ある者は、再審査請求をするこ  
とができる。

一 法律(条例に基づく処分に  
ついては、条例を含む)に再  
審査請求をすることができ  
る旨の定めがあるとき。

二 審査請求をすることができ  
る処分につき、その処分をす  
る権限を有する行政庁(以下  
「原権限庁」といふ)がその  
権限を他に委任した場合にお  
いて、委任を受けた行政庁が  
その委任に基づいてした処分  
に係る審査請求につき、原権  
限庁が審査庁として裁決をし  
たとき。

再審査請求は、前項第一号の  
場合にあつては、当該法律又は  
条例に定める行政庁に、同項第  
二号の場合にあつては、当該原  
権限庁が自ら当該処分をしたも  
のとした場合におけるその処分  
に係る審査請求についての審査  
庁に対してするものとする。

三 再審査請求をすることができ  
る処分につき、その原権限庁が  
その権限を他に委任した場合に

において、委任を受けた行政庁が  
その委任に基づいてした処分に  
係る再審査請求につき、原権限  
庁が自ら当該処分をしたものと  
した場合におけるその処分に係  
る審査請求についての審査庁が  
再審査庁としてした裁決に不服  
がある者は、さらに再審査請求  
をすることができ  
る。この場合  
において、当該原権限庁が自  
ら当該処分をしたものとした場  
合におけるその処分に係る再審  
査請求についての再審査庁に対  
して、その請求をするものとな  
す。

第二章 手 続  
第一節 通則

第九條 この法律に基づく不服申  
立ては、他の法律(条例に基  
づく処分については、条例を含  
む)に口頭ですることができ  
る旨の定めがある場合を除き、書  
面を提出してしなければならない。  
第二節 不服申立ての方式

第十條 法人でない社団又は財団  
で代表者又は管理人の定めがあ  
るものは、その名で不服申立て  
をすることができ  
る。(総代)

第十一條 多人数が共同して不服  
申立てをしようとするときは、  
三人をこえない総代を互選する  
ことができる。

第十二條 共同不服申立人が総代を互選  
しない場合において、必要があ  
ると認めるときは、審査庁(異

議申立て)に共同代表者として  
三人を互選することができる。

岩手県仏教会連盟  
岩手県仏教保育連盟  
会 長 遠 藤 靈 羊  
盛岡市材木町永祥院

築地本願寺輪番  
清水 祐 之

立正大学教授 学監  
文学博士 久保田正文

東京都品川区東大崎四丁目  
立正大学電(三三二二(代))  
東京都渋谷区千駄ヶ谷  
二丁目二四番地仙寿院  
電(40) 三三〇七番

静岡県仏教会  
会 長 二 宮 清 海

事務所 沼津市上香貫東本郷町  
靈山寺内  
電話沼津②〇一八四番

事務所 沼津市上香貫東本郷町  
靈山寺内  
電話沼津②〇一八四番

